

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年2月6日時点	
～2023年2月5日	2023年2月6日～

<p style="text-align: center;">Smart Data Platformサービス利用規約 共通編</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(契約者の協力義務)</p> <p>第33条 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。</p> <p>(1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p style="text-align: center;">Smart Data Platformサービス利用規約 共通編</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: center;">第8章 雑則</p> <p>(契約者の協力義務)</p> <p>第33条 当社は以下の場合、契約者に対し、SDPFサービスに係る契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。</p> <p>(1) 契約者によるSDPFサービスに係る契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 契約者は、自己の責任と費用において、SDPFサービスの利用に必要な機器、ソフトウェア、ネットワーク環境、試験その他の準備を行うものとします。</p> <p>(当社への問い合わせ)</p> <p>第33条の2 契約者は、当社が定める方法に従い、SDPFサービスに関する問い合わせを行うことができます。</p> <p>2 当社は、前項に基づく契約者からの問い合わせに対して誠実に対応します。ただし、当社は、その対応により問い合わせの原因が解決することを保証するものではありません。</p> <p>3 契約者は、SDPFサービスの故障に関する問い合わせにあたっては、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等に故障がないことを事前に確認するものとします。</p> <p>4 契約者は、前項の問い合わせに関連して、自己が管理する自営端末設備若しくは自営電気通信設備その他の機器、ソフトウェア又はネットワーク環境等の故障であることが分かかった場合には、当社の対応に要した費用（消費税相当額を加算した額とします。）を負担するものとします。</p> <p>5 本条に基づき契約者が当社に対して行った問い合わせ内容及び当該問い合わせに対する当社からの回答内容については、当社は、当社が提供するサービスの品質向上のために、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）等において公表する場合があります。</p>
--	--

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年2月6日時点

～2023年2月5日

2023年2月6日～

第34条 (略)

(当社の知的所有権)

第35条 (略)

2～3 (略)

4 (略)

第36条～第45条 (略)

す。

6 契約者は、当社に対し、SDPFサービスに関してコメント（以下、「フィードバック」といいます。）を提供できます。契約者は、SDPFサービスに係る契約に基づき、かかるフィードバックのすべての権利、権原及び所有権（あらゆる知的財産権を含みます。）を当社に付与するものとし、当社は、契約者に対する義務を負わずに、商業的、非商業的を問わずあらゆる目的のために、フィードバックを使用できるものとしします。

第34条 (略)

(当社の知的所有権)

第35条 (略)

2～3 (略)

4 第2項の規定にかかわらず、契約者は、第45条（SDPFサービスの再販）の規定によりSDPFサービスを再販するために必要な範囲に限り、自己の責任と費用負担において、サービス説明書その他再販に必要なものとして当社が定める文書等（以下、「説明書等」といいます。）を複製又は編集し、当該再販先に配布できるものとしします。当該説明書等の知的財産権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとし、契約者は著作権者人格権を行使しないものとしします。

5 (略)

第36条～第45条 (略)

(反社会的勢力等の排除)

第46条 契約者及び当社は、現在又は将来にわたって、自己又はその役員について、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

(1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、反社会的勢力等の維持運営に協力・関与

Smart Data Platformサービス利用規約 共通編 【現改比較表】 2023年2月6日時点

～2023年2月5日

2023年2月6日～

- すると認められる関係を有すること
(5) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。
(1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

附則（令和5年2月1日 5Gイサ第01011791号）

この改正規定は、令和5年2月6日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表の左欄の改正事項については、それぞれ同表の右欄の期日から実施します。

<u>共通編第46条(反社会的勢力等の排除)の追加</u>	<u>(1) 別冊 (IoT) により提供するThings Cloudの場合：令和5年2月6日</u> <u>(2) (1)以外の場合：令和5年3月8日</u>
-------------------------------	---